

自由民主党

政務調査会長 小野寺 五典 殿

参議院幹事長 松山 政司 殿

組織運動本部長 小渕 優子 殿

公益社団法人日本理学療法士協会

会長 斉藤 秀 氏



### 2025 年度予算・税制改正に関する要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。標記の件に関しまして、別添の通り要望を提出いたします。

医療・介護・保健・福祉・予防等の分野における国民への質の高いサービスのため、ご高配を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### I 予算・一般政策に関する要望 9 項目

1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善
2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大および研究・開発の充実
3. 幸せを実感できる包摂社会の実現に向けた理学療法士の活用
4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置
5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用
6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用
7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実
8. インクルーシブ教育におけるこどもと家族への支援に向けた理学療法士の活用
9. 豊かさを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

#### II 税制に関する要望 9 項目（重点要望 4 項目）

1. 健康経営に資する企業への優遇措置の導入【重点要望】
2. 医療・介護分野における DX 推進への税制優遇措置【重点要望】
3. バリアフリーに係る特例措置の拡充および延長【重点要望】
4. 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う措置【重点要望】
5. 身体障害者用物品の非課税扱いにおける車椅子の修理範囲の拡大
6. 訪問・通所事業における送迎車（非福祉車両）への理解促進と自動車税の減免

7. 医療・介護・福祉施設に不可欠なライフラインの非課税措置の創設
8. 高齢者施設における設備投資に対する税制優遇措置
9. リハビリテーション専門職の副業・兼業を実施している病院等への税制優遇

以上

# 目次

I 予算・一般政策に関する要望 9項目	4
1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善	4
1) 医療・介護・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援 (添付資料P5-6)	4
2) 厚生労働省におけるリハビリテーション課の設置 (添付資料P7)	4
3) 関係省庁における理学療法士の配置および増員の推進 (添付資料P8)	4
2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実	4
1) リハビリテーションにおける「公衆衛生」の定義化 (添付資料P9)	4
2) 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた文部科学省内検討会の設置 (添付資料P10)	5
3) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定 (添付資料P11)	5
4) 登録理学療法士制度、専門・認定理学療法士制度の活用と評価 (添付資料P12)	5
3. 幸せを実感できる包摂社会の実現に向けた理学療法士の活用	5
1) 地域共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 (添付資料P13)	5
2) 健康づくり・生活習慣病対策・フレイル予防・栄養対策等の拡充 (添付資料P14)	6
4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置	6
1) リハビリテーション前置主義に基づく早期リハビリテーション(入院医療・在宅医療)の提供 (添付資料P3)	6
2) 「地域医療介護総合確保基金(医療分)」の活用による急性期リハビリテーションの充実 (添付資料P15)	6
3) 退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実 (添付資料P16)	6
5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用	7
1) 国際協力におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 (添付資料P17)	7
2) 理学療法士の国際化の支援に係る調査研究費の予算の確保 (添付資料P18)	7
3) 健康・福祉教育における「ユニバーサルヘルスカバレッジ」の導入と理学療法士の活用 (添付資料P19)	7
4) ヘルスケア産業における国際展開推進の拡充と活用 (添付資料P20)	8
6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用	8
1) 産前・産後の運動器症状等に対する支援の充実 (添付資料P21)	8
2) 女性の健康総合センターにおける理学療法士の参画 (添付資料P22)	8
3) 利用者支援事業(こども家庭センター)への理学療法士の配置と連携の強化 (添付資料P23)	8
7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実	8
1) アスリートのハイパフォーマンスへのサポート支援 (添付資料P24)	8
2) スポーツによる健康増進に向けた取組への連携と協働 (添付資料P25)	8
8. インクルーシブ教育におけるこどもと家族への支援に向けた理学療法士の活用	9
1) 学校保健推進体制の支援における理学療法士の活用 (添付資料P26)	9
2) 体育が苦手な児童生徒のためにできる支援 (添付資料P27)	9

9. 豊かさや幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充 .....	9
1) 予防・健康づくりに向けた研究開発基盤整備の拡充（添付資料P28） .....	9
2) エイジフレンドリー補助金の継続と拡充（添付資料P29-30） .....	9
3) 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用（添付資料P31-32） .....	10
II 税制に関する要望 9項目 .....	11
1. 健康経営に資する企業への優遇措置の導入【重点要望】（添付資料P33） .....	11
2. 医療・介護分野におけるDX推進への税制優遇措置【重点要望】（添付資料P34） .....	11
3. バリアフリーに係る特例措置の拡充および延長【重点要望】（添付資料P35） .....	11
4. 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う措置【重点要望】（添付資料P36） .....	12
5. 身体障害者用物品の非課税扱いにおける車椅子の修理範囲の拡大 .....	12
6. 訪問・通所事業における送迎車（非福祉車両）への理解促進と自動車税の減免 .....	12
7. 医療・介護・福祉施設に不可欠なライフラインの非課税措置の創設 .....	12
8. 高齢者施設における設備投資に対する税制優遇措置 .....	13
9. リハビリテーション専門職の副業・兼業を実施している病院等への税制優遇 .....	13

## I 予算・一般政策に関する要望 9項目

---

### 1. 医療・介護・福祉における安定した提供体制の確保と処遇改善

#### 1) 医療・介護・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援 (添付資料P5-6)

豊かさを実感できる「所得増加」および「賃上げ定着」のため、令和6年度予算では医療・介護・福祉分野における処遇改善の取り組みが明示されました。これを受け、リハビリテーション専門職団体協議会(以下、「3団体」とする。)はベースアップを含めた賃金の上昇に関する実態調査を実施しました。調査の結果、医療・介護・福祉分野における半数以上の施設でベースアップが実施されていないことや、現行の診療報酬による人件費への充填の限界など、多くの課題が聴取されました。

デフレからの完全脱却に向けて物価上昇を上回る所得の増加を確実に実現する観点から、引き続き医療・介護・福祉分野におけるきめ細かい賃上げ支援を要望します。加えて、持続的な賃上げに向けての取組についての対応(補正予算を含む)を要望します。

#### 2) 厚生労働省におけるリハビリテーション課の設置 (添付資料P7)

アメリカ合衆国においては、政府教育省に **Rehabilitation Services Administration** が部門として設置されており、障害のある方々への包括的な支援を中心とした政策を担っています。本邦においても、予防・健康増進における積極的な施策を進めるため、厚生労働省に専門性を持つリハビリテーション課の設置を要望します。

#### 3) 関係省庁における理学療法士の配置および増員の推進 (添付資料P8)

令和6年度より、厚生労働省医政局医事課に「リハビリテーション専門職企画調整官」の役職で理学療法士が配属されました。医療・介護・福祉・健康増進分野を担当する各部局に専門職能を有し現場経験のある理学療法士を登用することで、現場のニーズに即した政策をより強力で推進できます。よって、厚生労働省に続き、スポーツ庁、文部科学省、経済産業省、外務省、こども家庭庁といった関係省庁へ、理学療法士の配置および増員の推進を要望します。

### 2. 理学療法の質向上に資する養成教育、領域拡大、および研究・開発の充実

#### 1) リハビリテーションにおける「公衆衛生」の定義化(添付資料P9)

理学療法士及び作業療法士法は、60年前の社会環境に基づいて法制化されており、現代社会における国民の健康な生活を保障するための需要と、大きな乖離があります。具体的には、公衆衛生の向上および普及を図る理学療法や作業療法が求められており、その求めに応じて母子保健、学校保健、地域保健、産業保健、精神保健、障害者保健、災害保健などの様々な領域で展開され、養成教育・卒後研修にも取り入れられています。

そのため、「公衆衛生の向上および普及に寄与すること」に資する法改正または「リハビリテーション基本法」の策定に向けた検討の推進、および「理学療法士及び作業療法士法」施行規則に定める国家試験の科目に「公衆衛生学(関係法規を含む)」を追加すること等を強く要望します。

## 2) 理学療法士養成教育のさらなる高度化に向けた文部科学省内検討会の設置 (添付資料P10)

世界理学療法連盟が示している「理学療法士教育の枠組み(2021)」では、理学療法士の養成教育課程は「最低限、理学療法の名称を持つ学士レベルの学位」とされていますが、本邦の理学療法士養成教育課程の最低学位は3年制教育の専門士です。

国際的に理学療法士養成教育課程は学士レベル以上への高度化が進み、国際的な理学療法士の業務範囲に追随し、公衆衛生領域における社会的な役割等が求められている中、本邦における3年制教育が妥当であるのかどうかを見極める必要があります。

以上により、OECD 諸国をはじめとする世界の理学療法士養成教育課程との格差是正を図る観点も踏まえ、本邦の理学療法士養成教育の高度化に関して議論する検討会を文部科学省内に設置する予算の確保を要望します。

## 3) 公的保険外サービスにおける理学療法ガイドライン策定 (添付資料P11)

令和2年に「公的保険外・医療周辺サービス実態調査」(公益社団法人日本医師会が経済産業省からの委託を受けて実施)が行われ、公的保険外のリハビリテーションや医療機関以外の民間事業者が提供する医療行為ではないサービスについて整理されました。その中で、民間事業者による医療行為ではない「自称リハ」については、質の担保と利用者保護の観点から業界ガイドラインを策定することが求められています。

公的医療・介護保険を支えるヘルスケア産業領域における適正なサービスを推進するため、「公的保険外理学療法ガイドライン」に係る検討会の設置を要望します。

## 4) 登録理学療法士制度、専門・認定理学療法士制度の活用と評価 (添付資料P12)

日本理学療法士協会(以下、「本会」という。)による登録理学療法士制度、専門・認定理学療法士制度は、質の高い理学療法を担保し社会保障費の適正化に寄与することができます。これらの研修を修了した理学療法士による質の高いサービス提供を評価するための予算の確保を要望します。

また、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、これら登録理学療法士、専門・認定理学療法士研修が「教育訓練給付制度」の給付対象となるよう、制度における要件緩和の検討を要望します。

# 3. 幸せを実感できる包摂社会の実現に向けた理学療法士の活用

## 1) 地域共生社会の推進におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進 (添付資料P13)

令和6年4月1日より、障害者差別解消法における合理的配慮の提供が義務化されました。障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現に向けた取組を推進するには、障害に対する確かな理解と普及が必要です。あわせて、大臣官房孤独・孤立対策推進法による「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」の実現に向けても取組が推進されています。

障害を理解し、また、社会的に脆弱な立場にある方々が取り残されない社会を構築するため、理学療法士は身体ケアを含めたバックサポートを担うことができます。よって、これらの取組のさらなる推進ならびに理学療法士の活用について、予算の確保を要望します。

## 2) 健康づくり・生活習慣病対策・フレイル予防・栄養対策等の拡充 (添付資料P14)

活力ある持続可能な社会の実現を目指した栄養・食生活の推進事業が展開されています。更なる事業の拡充に向け、各都道府県に設置されている理学療法士会と栄養ケア・ステーションが協力することで、運動を組み合わせた健康づくりや予防に向けての取組を強化・推進することができます。以上により、各都道府県における更なる事業の推進のための予算の確保を要望します。

加えて、各市町村においてリハビリテーション専門職・管理栄養士・歯科衛生士が協働した運動・栄養・口腔保健指導の推進が重要とされています。そのため、厚生労働省による「健康増進事業実施要領」において、健康教育を実施する際の知識経験を有する専門職として「理学療法士」を明記していただくことを要望します。

## 4. 早期リハビリテーションへの理解促進と人員配置

### 1) リハビリテーション前置主義に基づく早期リハビリテーション (入院医療・在宅医療) の提供 (添付資料P3)

早期リハビリテーションの有効性が示されているにも関わらず、急性期におけるリハビリテーションおよび退院後早期在宅リハビリテーションの提供量が不十分なことで、自立度が低い状態で地域へ展開され、認知症・廃用症候群等による要介護者の増加へと関与します。

可能な限り自立もしくは要介護状態を軽減した上で必要最小限な介護保険サービスを利用する、リハビリテーション前置主義の仕組みを構築するため、社会保障政策の柱としてリハビリテーション政策の検討を推進していく予算の確保を要望します。加えて、我が国の地域医療構想や医療計画に“リハビリテーション医療”を新たに位置づけることを強く要望します。

### 2) 「地域医療介護総合確保基金 (医療分)」の活用による急性期リハビリテーションの充実 (添付資料P15)

急性期医療において、充実したリハビリテーション専門職を配置することで、有意にリハビリテーション実施率が高く、ADLスコアが改善し、在院日数の短縮および再入院の防止を図ることができます。また、脳卒中急性期リハビリテーションの指針では、休診/休院日における訓練提供体制 (および提供訓練量) が脆弱となる原因のひとつとして、急性期病院における理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の絶対数の不足が挙げられています。

本基金を活用し、特に理学療法士の配置が少ない公的医療機関の急性期医療施設において、処遇改善や地域での人材確保・育成等に活用できるなど具体的な基金の活用例を明示することで、人員の積極的な配置を促進していただくよう要望します。

### 3) 退院後早期の訪問リハビリテーションの提供体制の充実 (添付資料P16)

退院後、早期にリハビリテーションを提供することで、疾病予後の改善、健康寿命の延伸、および総医療費の削減等に有意である結果が示されています。また、退院直後にリハビリテーションを受けた群は、退院後1年間の要介護度の悪化を抑制する研究も示されています。このように、EBPMに基づく医療政策を推進することでワイズスペンディングの徹底へ寄与されるため、早期に訪問リハビリテーションが提供される体制整備を継続的に強化および推進していただくよう要望します。

また、医師不足で訪問リハビリテーション事業所が少ない過疎地域において遠方の事業所よりサービス提供可能となるよう、提供する事例数や回数に応じた補助金等として地域医療介護総合確保基金（医療分・介護分）が使用できることを明記していただくよう要望します。

加えて、過疎地域においては、東日本大震災復興特別区域制度下での訪問リハビリテーション事業所の設置を可能とした特例措置と同等の措置の検討を要望します。

## 5. 医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開に向けた戦略的な理学療法士の活用

### 1) 国際協力におけるリハビリテーションや理学療法の普及と促進（添付資料P17）

人生において3人に1人はリハビリテーション、理学療法が必要であるものの、そのニーズが満たされていないという現状に鑑み、第76回WHO総会において、リハビリテーション提供体制の推進が決議されました。リハビリテーションならびに関連産業を世界へ普及・促進することは、SDGsにおけるゴール3のユニバーサルヘルスカバレッジや、WHOの主導するRehabilitation2030など、グローバルヘルスへの貢献につながるものと考えられます。

以上により、国際協力におけるリハビリテーションの普及・促進にむけた政策をより強力に推進していただくよう、予算の確保を要望します。

### 2) 理学療法士の国際化の支援に係る調査研究費の予算の確保（添付資料P18）

SDGsへの取り組みでもあるユニバーサルヘルスカバレッジの達成を背景とした本邦の医療・介護のグローバル戦略において、他国における理学療法の普及や、地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）における理学療法士の関わり支援など、国外に対する取組が行われています。国力として、海外でも日本人の理学療法士が活躍できるフィールドづくりや、理学療法士免許について他国との相互承認が必要です。

以上により、各国の理学療法士に係る教育カリキュラム等の調査研究を行う予算の確保を要望します。加えて、厚生労働省と連携し、他国における理学療法士免許の広範的理解を求め、更には相互承認を進めるための取組を推進していくことを要望します。

### 3) 健康・福祉教育における「ユニバーサルヘルスカバレッジ」の導入と理学療法士の活用

（添付資料P19）

学習指導要領において、「保健体育」「技術・家庭」では生活習慣病の予防など、健康に関する項目や高齢者の介護の概念が含まれており、また、高等学校学習指導要領の「福祉」科目においては、「介護予防」や「リハビリテーション」に関する項目が含まれています。

社会的潮流に応じて、デジタル教育や金融教育が新たに導入されたように、「ユニバーサルヘルスカバレッジ」を教養として小・中学校から高等学校教育に取り入れることで、健康福祉への意識を高め、国際的に活躍できる人材育成に繋がると考えます。その中で、「リハビリテーション」の概念を正しく学ぶ体制を整備し、またこれらの教育においては、外部専門家等として理学療法士が活用されることを要望します。

#### 4) ヘルスケア産業における国際展開推進の拡充と活用 (添付資料 P20)

「アジア健康構想 (AHWIN)」と「アフリカ健康構想 (AfHWIN)」において、「リハビリ・自立支援」などのサービス展開や新興国等における課題解決に貢献する基盤構築が進められており、令和6年9月に策定された「高齢社会対策大綱」においても、構想下に基づくリハビリテーションの紹介および連携体制の構築推進が明記されています。

日本の理学療法士が国際的に活躍できるフィールドづくりを支援することや関連機器の海外展開を支援することを通して、海外における日本の医療技術の浸透に向けて基盤となる環境を整備するための予算確保を要望します。あわせて、理学療法士および関連機器の海外展開についての検討会設置に係る予算の確保を要望します。

### 6. こども子育て支援分野における理学療法士の意義と活用

#### 1) 産前・産後の運動器症状等に対する支援の充実 (添付資料 P21)

「産後ケア事業」における「宿泊型」・「デイサービス型」・「アウトリーチ型」で行われる市町村の妊娠・出産包括支援事業の中で、理学療法士によるお母さんのケア（運動器の健康状態等）、赤ちゃんのケア（運動発達の確認等）についての相談支援を推進するための予算の確保を要望します。

#### 2) 女性の健康総合センターにおける理学療法士の参画 (添付資料 P22)

女性の健康総合センターの調査研究に、理学療法士等の専門職を活用していただき、産後ケア事業等における理学療法士の活用に関する実態調査や効果検証に係る予算の確保を要望します。

#### 3) 利用者支援事業（こども家庭センター）への理学療法士の配置と連携の強化 (添付資料 P23)

「利用者支援事業（こども家庭センター）」において、妊産婦および乳幼児の健康の保持および増進に関する包括的な支援のため、専門職の配置および連携強化に係る予算の確保を要望します。また、理学療法士等の専門職を配置、または連携をした場合の経済効果の検証を行うための予算の確保を要望します。

### 7. スポーツによる健康増進およびアスリート支援の充実

#### 1) アスリートのハイパフォーマンスへのサポート支援 (添付資料 P24)

本会の認定資格である「認定スポーツ理学療法士」「認定運動器理学療法士」「専門スポーツ理学療法士」「専門運動器理学療法士」や、国際的な環境下において活動する理学療法士など、専門性の高い知識と技術を活かし、アスリートが国際競技大会において高いパフォーマンスを発揮するためにサポートできる理学療法士は数多く存在します。また、障害者スポーツにおけるアスリートの身体ケアやコンディショニング・リカバリーにおいても、理学療法士はその専門性を発揮します。

「ハイパフォーマンス・サポート事業」における「アスリート支援」や「国際総合競技大会におけるサポート拠点整備」において、理学療法士等の専門職の活用に係る予算の確保を要望します。

#### 2) スポーツによる健康増進に向けた取組への連携と協働 (添付資料 P25)

「先端技術の活用を含めた Sport in Life の推進及びスポーツによる健康増進」事業におきましては、

ライフパフォーマンスの向上に向けた取組で本会をご活用いただき感謝申し上げます。

スポーツを通じた健康増進に資する取組の支援を展開するため、理学療法士を含めた専門職の介入に係る取組への継続的な予算の確保を要望します。また、各地域における行政と関係団体の連携・協働体制の整備においては、47都道府県に設置されている都道府県理学療法士会等を地域におけるスポーツに係る専門職の拠点の一つとして有効活用し、各取組を実施することを市町村へ周知していただくよう要望します。

## 8. インクルーシブ教育における子どもと家族への支援に向けた理学療法士の活用

### 1) 学校保健推進体制の支援における理学療法士の活用 (添付資料P26)

「学校保健の推進」において、特別支援学校の教諭・学級担任・学校医のみならず、運動の専門家である理学療法士が、運動器検診後のフォローアップ(相談や指導)等を行うことに加え、児童生徒や教職員を対象とした健康教育や運動指導を行うことで、子どもの心身の健康の保持増進をさらに推進することができます。

学校保健を推進し、保健教育を充実させる観点から、理学療法士の活用に係る予算の確保を要望します。

### 2) 体育が苦手な児童生徒のためにできる支援 (添付資料P27)

体育が「苦手」な児童生徒においては、運動機会の減少や肥満等が要因とは限らず、生得的に運動機能・協調運動が未発達な可能性もあり、運動分析が必要な事例もあります。発達障害の知識を有する理学療法士は、協調的な動作や具体的な運動方法について指導することができるため、適切な運動指導方法を教職員や関係者へ教示することができます。

以上により、教育現場と連携した運動指導の推進に係る予算の確保を要望します。また、「体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会の開催等」を実施する際には、理学療法士の活用を推奨する等を明記いただくことを要望します。

## 9. 豊かさと幸せを実感できる持続的な経済社会に向けた政策の拡充

### 1) 予防・健康づくりに向けた研究開発基盤整備の拡充 (添付資料P28)

理学療法士は、科学的根拠に基づく「理学療法ガイドライン(2021年第2版発行)」をはじめとする各種ガイドラインを遵守してサービス提供を行う専門職です。このような国家資格を有する者のヘルスケア産業での活用を推進し、質が担保された効果的なヘルスケアサービスが適切に提供できるよう、エビデンス構築に係る予算の確保を要望します。

加えて、理学療法士および理学療法領域の学術団体やその研究データを活用していただくことを要望します。

### 2) エイジフレンドリー補助金の継続と拡充 (添付資料P29-30)

厚生労働省の所管である「エイジフレンドリー補助金」制度は、中小企業を対象に高年齢労働者に向けた労働災害の防止や、転倒・腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース等が設けられています。働き手の減少が進み、高年齢労働者が働き続けられる職場環境の実現が喫緊の課題となっています。令和

6年度概算要求においては本制度の拡充が達成され、より一層の事業推進が期待されています。  
本補助金を利活用した労働災害予防に向けての継続的な支援および更なる拡充を要望します。

3) 健康起因事故防止策の強化としての予防リハビリテーションの活用 (添付資料P3 1-3 2)

国土交通省による「健康起因事故防止対策の促進」が推進されているところ、健康データの評価、および健康管理においては、理学療法士等が運動機能や認知機能の評価を行うことで、事故防止に向けた安全対策の強化をより推進することができます。本事業の継続およびさらなる拡充と理学療法士等の活用を要望します。

## II 税制に関する要望 9項目

---

### 1. 健康経営に資する企業への優遇措置の導入【重点要望】（添付資料P33）

経済協力開発機構（OECD）では、各国の健康経営についての調査報告書（Promoting Health and Well-being at Work, Nov 2022）が公表されています。報告書では、政府が企業等に対し、基本的な事故防止や安全確保、職場での健康・福祉の増進を奨励・促進する役割を担っており、傷害保険、税額控除、補助金・助成金など、金銭的インセンティブの重要性についても言及されています。なお、傷害保険に基づく金銭的インセンティブは調査対象となった10カ国すべてで確認されましたが、一方で税額控除の導入については、半数以上の国において導入しているにも関わらず、本邦においては導入が明示されていません。

経済産業省を所管として健康経営が推進されているところ、本邦においても諸外国に倣い、企業における積極的な健康経営対策が求められていることから、「健康経営度調査」を利活用し、理学療法士を含む「専門職の関与」について有用性を明示するとともに、一定の従業員の健康保持・増進の取組が評価される企業に対しては、法人税等への優遇措置を導入することを要望します。

### 2. 医療・介護分野におけるDX推進への税制優遇措置【重点要望】（添付資料P34）

令和7年度税制改正要望事項として厚生労働省より「医療・介護DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴う税制上の所要の措置」が要望されているところ、医療・介護・福祉分野においては、人材不足が深刻です。DX推進により、他職種と連携した業務の効率化を図ることができ、個々の負担軽減がサービスの質向上へと寄与します。デジタル技術の導入には、ITコンサルティング等による高額な初期投資や運用コストが必要であり、特に中小規模の事業者においては大きな負担となります。非課税措置もしくは補助金等の拡充により、これらの事業者が医療DXを推進することで、地域社会全体の医療・介護・福祉の発展に貢献し、イノベーションが促進されます。

事業者がデジタル技術を導入しやすい環境を整備する観点より、医療・介護・福祉分野におけるDX推進にかかる経費について、非課税措置の導入、もしくは特別補助金措置の拡充について検討することを要望します。

### 3. バリアフリーに係る特例措置の拡充および延長【重点要望】（添付資料P35）

高齢者や障害者を対象としたバリアフリーなどの増改築に関する税制優遇措置に関連して、誰もがその人らしく生活が継続できるよう、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、母子保健や子育て対応を考慮した改修工事が行われた場合においても、所得税額からの控除や固定資産税の減額措置の対象となるよう要望します。

加えて、個々の身体や生活状況に合わせた適切な改修工事が行われ、ワイズスペンディングが達成されるよう、ユニバーサルデザインを目指した増改築等において、理学療法士による身体や生活状況および家屋状況の評価を推奨することを要望します。

#### 4. 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う措置【重点要望】

(添付資料 P36)

令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、政府は一律な感染対策を求めず、個人や事業者の自主的な判断を尊重する対応に変わりました。一方、感染症の流行という有事に備え、令和6年4月より、社会医療法人において新たな役割として「新興感染症発生・まん延時における医療」が加わりました。有事における受け入れ態勢の確保には、平時からの準備として余裕を持った人員確保や病床稼働が求められ、病院経営の負担となります。また、有事における感染症対策としては、急性期医療による疾病改善だけでなく、廃用症候群や後遺症等を防ぎ、早期に日常生活へ復帰するよう支援するリハビリテーションの役割は重要です。

以上により、「新興感染症発生・まん延時における医療」において、リハビリテーション医療を明記し、対応する社会医療法人においては、経営負担軽減のため、所得税、法人税、消費税等、継続的に税制上の措置が講じられるよう要望します。

#### 5. 身体障害者用物品の非課税扱いにおける車椅子の修理範囲の拡大

消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて、非課税対象となる修理に該当しないものに、車椅子のクッションや背クッション、枕など、およそ11の車椅子備品関連項目が含まれています。食事や外出、排泄介助といった場面において、車椅子のクッションなどが汚染・破損する機会は少なくなく、修理の際は当事者およびその家族へ大きな経済的負担を被っています。

以上により、身体障害者用物品の非課税扱いにおける修理範囲の拡充を要望します。

#### 6. 訪問・通所事業における送迎車(非福祉車両)への理解促進と自動車税の減免

福祉車両(リフト装着等の特殊車両)では購入時の消費税の非課税や自動車税・自動車所得税の減免が受けられますが、その他一般車両においては、介護事業者等が福祉車両と同様の用途(要支援・要介護1の利用者送迎等)を目的に購入しても、税制の優遇を受けられません。

介護事業者等が支援の必要な高齢者の送迎を目的に車両を取得する際は、福祉車両と同様に税制の優遇を受けられるよう要望します。

#### 7. 医療・介護・福祉施設に不可欠なライフラインの非課税措置の創設

2023年度病院経営定期調査に基づく医療機関経営状況調査によると、2022年度、2023年度ともに赤字病院の割合が6割を超え、経常利益においても補助金がなければさらに赤字経営が拡大する危機的な状態が続いていると報告されています。

物価の高騰や患者数の減少、異常気象、および感染症の対策等により、医療・介護・福祉施設における経営収支差額は厳しくなる一方であり、特に感染予防対策による定期的な換気による光熱費や、スタンダードプリコーションに準ずる衛生管理にかかる水道・ガス費用の負担は増加しています。

豊かな住民の生活を支える医療の安定的な提供を推進し、社会政策的な配慮による観点から、医療・介護・福祉施設におけるライフラインに係る消費税の非課税措置を要望します。

## 8. 高齢者施設における設備投資に対する税制優遇措置

高齢社会の進展に伴い、高齢者施設が増加しております。施設の居住者においても、健康寿命の延伸を目指し、継続的な介護予防への支援が求められています。そこで、施設においても積極的なリハビリテーション機器等の設備が充実し、高齢者の生活およびリハビリテーション環境が改善されることで、利用者の生活の質が向上し、安全・安心で心豊かな国民生活の実現に寄与することができます。

以上により、高齢者施設における設備投資に対する税制優遇措置の導入を要望します。

## 9. リハビリテーション専門職の副業・兼業を実施している病院等への税制優遇

近年、三位一体の労働市場改革が進展し、一人ひとりが自らのキャリアを選択する時代が到来しています。医療・介護・福祉分野においても、リハビリテーション専門職が副業・兼業を行うことは、個々の職域の拡大やスキルの向上に寄与し、生活の質の向上や、離職防止にもつながります。しかし、リハビリテーションにおける診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の現状では、その定額制に限界があり、民間・公共病院問わず、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の枠内でリハビリテーション職の給与向上を実現することが困難です。

リハビリテーション専門職の活躍する場が、公衆衛生など広がりを見せている背景を踏まえ、リハビリテーション専門職が幅広い分野で副業・兼業を行うことを推進することで、所得の向上が得られ、豊かさを実感できる社会の実現が期待されます。

以上により、リハビリテーション専門職の副業・兼業を促進するため、新規導入またはすでに実施している民間医療施設等に対して、法人税や所得税等における税制優遇措置を要望します。